

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年8月25日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I : 該当なし

区分 II : 該当なし

区分 III : 該当なし

その他 : 5 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	低圧蒸気タービン排気室スプレー温度制御弁後弁点検時、弁棒及びストッパーのネジ部に摩耗及びパッキンワッシャーに破損が認められたため、対応検討。	GⅢ	
2	1号機	配管肉厚測定検査(その1)において、電動機駆動原子炉給水ポンプ(A)吸い込み配管ノズル部の肉厚を測定した結果、必要肉厚を下回る部位が1箇所認められたため、対応検討。	GⅢ	H22.09.08再審議にてグレード変更「GⅡ→GⅢ」
3	1号機	高圧復水ポンプ(C)吸い込み弁点検時、弁体シート面にヒビと微少穴及び弁棒の摺動部、パッキン押さえ輪、スパーサにキズと腐食が認められたため、対応検討。	GⅢ	
4	2号機	タービン補機冷却系復水脱塩装置用空気圧縮機及びアフタークーラー出口弁において、弁開度指示計の外れが認められたため、当該開度指示計を補修。	GⅢ	
5	3.4号廃棄物処理設備	高電導度廃液系濃縮器(A)蒸発缶液位計点検時、指示値に精度外が認められたため、当該計器を校正。	GⅢ	